

**JWWA B 107 (水道用分水栓) 新旧対比表 (一部改正)**

**JWWA B 107** : 2012 (水道用分水栓) は、平成 31 年 4 月 1 日付で一部改正されました。改正箇所を次に掲載します。

なお、これ以外の規定内容に変更はありません。

平成 31 年 4 月 1 日付一部改正

頁	改正前	改正後	備考
6	<p style="text-align: center;">表 3-構造, 部品名称及び材料 (続き)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>銅合金材料について、表面の鉛を除去するための処理を施してもよいが、処理に使用した用液の成分は残留してはならない。</p> <p>注記1 CAC900系とは、ビスマス青銅鑄物をいい、CAC902又はCAC904とする。</p> <p>注記2 CAC910系とは、ビスマスセレン青銅鑄物をいい、CAC911又はCAC912とする。</p> <p>注記3 CAC900C系とは、ビスマス青銅連鑄物をいい、CAC902C, CAC903C又はCAC904Cとする。</p> <p>注記4 C6800系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803とする。</p> </div>	<p style="text-align: center;">表 3-構造, 部品名称及び材料 (続き)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>銅合金材料について、表面の鉛を除去するための処理を施してもよいが、処理に使用した用液の成分は残留してはならない。</p> <p>注記1 CAC900系とは、ビスマス青銅鑄物をいい、CAC902, CAC904又は<u>CAC905_1)</u>とする。</p> <p>注記2 CAC910系とは、ビスマスセレン青銅鑄物をいい、CAC911又はCAC912とする。</p> <p>注記3 CAC900C系とは、ビスマス青銅連鑄物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C又は<u>CAC905C_2)</u>とする。</p> <p>注記4 C6800系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803とする。</p> </div>	<p>下線 1) で示す材料を追加</p> <p>下線 2) で示す材料を追加</p>

JWWA B 107 (水道用分水栓) 新旧対比表 (一部改正)

頁	改正前	改正後	備考																																																										
9	<p style="text-align: center;"><b>附属書 A</b> <b>(規定)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>水道用ポリエチレン管サドル付分水栓－浸出性及び浸出試験方法</b></p> <p><b>A.1 浸出性</b> 栓の浸出性は、試験によって得られた結果が、<b>表 A.1</b> 及び<b>表 A.2</b> の基準に適合しなければならない。ただし、味、臭気、色度及び濁度については、水道水と接触する全てのものについて試験を行う。部品又は材料で試験を行う場合、各部品又は材料で重複する項目は、分析値の合計が基準に適合しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 A.1－栓の浸出性 (共通)</b></p> <table border="1" data-bbox="273 653 1240 806"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味 臭気 色度 濁度</td> <td>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>表 A.2－栓の浸出性 (材質別)</b></p> <table border="1" data-bbox="160 871 1341 1482"> <thead> <tr> <th colspan="2">水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">a)</td> <td>JIS H 5120 の CAC 406, CAC411, CAC900 系 及び CAC910 系</td> <td rowspan="3">カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物</td> <td rowspan="3">給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td> </tr> <tr> <td>b) JIS H 5121 の CAC 406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C</td> </tr> <tr> <td>c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合成樹脂</td> <td>POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)</td> <td>有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゴム</td> <td>NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)</td> <td>亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SBR (スチレンブタジエンゴム)</td> <td>亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の材料</td> <td>組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鑄物をいい、CAC902 又は CAC904 とする。 注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鑄物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。 注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鑄物をいい、CAC902C, CAC903C 又は CAC904C とする。 注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p>	項目	基準	味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	水道水と接触する材料		項目	基準	a)	JIS H 5120 の CAC 406, CAC411, CAC900 系 及び CAC910 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	b) JIS H 5121 の CAC 406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C	c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系	合成樹脂	POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		ゴム	NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)	亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		SBR (スチレンブタジエンゴム)	亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		その他の材料		組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。		<p style="text-align: center;"><b>附属書 A</b> <b>(規定)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>水道用ポリエチレン管サドル付分水栓－浸出性及び浸出試験方法</b></p> <p><b>A.1 浸出性</b> 栓の浸出性は、試験によって得られた結果が、<b>表 A.1</b> 及び<b>表 A.2</b> の基準に適合しなければならない。ただし、味、臭気、色度及び濁度については、水道水と接触する全てのものについて試験を行う。部品又は材料で試験を行う場合、各部品又は材料で重複する項目は、分析値の合計が基準に適合しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 A.1－栓の浸出性 (共通)</b></p> <table border="1" data-bbox="1486 653 2454 806"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味 臭気 色度 濁度</td> <td>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>表 A.2－栓の浸出性 (材質別)</b></p> <table border="1" data-bbox="1368 871 2579 1482"> <thead> <tr> <th colspan="2">水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">a)</td> <td>JIS H 5120 の CAC 406, CAC411, CAC900 系 及び CAC910 系</td> <td rowspan="3">カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物</td> <td rowspan="3">給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td> </tr> <tr> <td>b) JIS H 5121 の CAC 406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C</td> </tr> <tr> <td>c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合成樹脂</td> <td>POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)</td> <td>有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゴム</td> <td>NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)</td> <td>亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SBR (スチレンブタジエンゴム)</td> <td>亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の材料</td> <td>組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鑄物をいい、CAC902, CAC904 又は <u>CAC905_3</u> とする。 注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鑄物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。 注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鑄物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C 又は <u>CAC905C_4</u> とする。 注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p>	項目	基準	味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	水道水と接触する材料		項目	基準	a)	JIS H 5120 の CAC 406, CAC411, CAC900 系 及び CAC910 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	b) JIS H 5121 の CAC 406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C	c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系	合成樹脂	POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		ゴム	NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)	亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		SBR (スチレンブタジエンゴム)	亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		その他の材料		組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。		<p>下線 3) で示す材料を追加 下線 4) で示す材料を追加</p>
項目	基準																																																												
味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																												
水道水と接触する材料		項目	基準																																																										
a)	JIS H 5120 の CAC 406, CAC411, CAC900 系 及び CAC910 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																										
	b) JIS H 5121 の CAC 406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C																																																												
	c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系																																																												
合成樹脂	POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																											
	ゴム	NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)		亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																									
		SBR (スチレンブタジエンゴム)	亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																										
その他の材料		組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。																																																											
項目	基準																																																												
味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																												
水道水と接触する材料		項目	基準																																																										
a)	JIS H 5120 の CAC 406, CAC411, CAC900 系 及び CAC910 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																										
	b) JIS H 5121 の CAC 406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C																																																												
	c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系																																																												
合成樹脂	POM (ポリオキシメチレン) PTFE (ポリテトラフルオロエチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																											
	ゴム	NBR (アクリロニトリルブタジエンゴム) EPDM (エチレンプロピレンゴム)		亜鉛及びその化合物 フェノール類 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																									
		SBR (スチレンブタジエンゴム)	亜鉛及びその化合物 有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																										
その他の材料		組成を明確にした上で、 JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目) による。																																																											

浸出試験結果 (CAC905、CAC905C)

銅合金の種類・名称		ビスマス 青銅鋳物5種	ビスマス 青銅連鋳物5種	評価基準値
記号・合金番号		CAC905	CAC905C	
コンディショニングの有無		なし	なし	給水用具用 (末端以外) <sup>b)</sup>
試験片接触面積比A (cm <sup>2</sup> /L)		700	700	
製品 <sup>a)</sup> の 最大接触 面積比B	末端以外の給水用具 (cm <sup>2</sup> /L)	3800	1300	
カドミウム及びその化合物	分析値	<0.0003	<0.0003	—
	補正後の値	—	—	0.003 以下
セレン及びその化合物	分析値	<0.001	<0.001	—
	補正後の値	—	—	0.01 以下
鉛及びその化合物	分析値	<0.001	0.002	—
	補正後の値	—	0.00015	0.01 以下
ヒ素及びその化合物	分析値	<0.001	<0.001	—
	補正後の値	—	—	0.01 以下
六価クロム化合物	分析値	<0.005	<0.005	—
	補正後の値	—	—	0.05 以下
ホウ素及びその化合物	分析値	<0.1	<0.1	—
	補正後の値	—	—	1.0 以下
亜鉛及びその化合物	分析値	1.00	1.30	—
	補正後の値	0.22	0.10	1.0 以下
アルミニウム及びその化合物	分析値	<0.02	<0.02	—
	補正後の値	—	—	0.2 以下
鉄及びその化合物	分析値	<0.03	<0.03	—
	補正後の値	—	—	0.3 以下
銅及びその化合物	分析値	0.18	0.09	—
	補正後の値	0.04	0.01	1.0 以下
ナトリウム及びその化合物	分析値	<0.1	0.1	—
	補正後の値	—	—	200 以下
マンガン及びその化合物	分析値	<0.005	<0.005	—
	補正後の値	—	—	0.05 以下

**注記1** 試験結果は、検査機関で浸出試験を行った結果である。  
**注記2** 分析値が“—”の項目については、予備試験の結果、定量下限値以下であったため、試験を省略した。  
**注記3** 分析値の補正については、まず、実際の製品の材料ごとの接触面積比に換算(B/A)する。その後、全ての項目の分析値を1/25した値で評価する。  
 なお、補正後の値だけが“—”の項目については、分析値が定量下限値以下のため、不検出として扱い、補正後の値は記載していない。

**注<sup>a)</sup>** ここでいう製品とは、JWWA B 107, JWWA B 108, JWWA B 116, JWWA B 117, JWWA B 129, JWWA B 134, JWWA B 136のうち、最大接触面積比のものを示す。

**b)** 給水用具用(末端以外)の評価基準値は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。